## 平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

事 業 コード 52202101

【1枚目】

001020101

事 務 事	事 業 名	情報公開制度運	営事務				部 名 等		企画総務部	<b>B</b> 政	策の柱  第5章  一緒に	《経営戦! 考え、行動:	略プログラム》" するまちづくり"	市民と行政が	会計 一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 17. 行政事務関係事業					課名等		総務課						<b>款</b> 2. 総務費				
事業期間	開始年度	平成10年度	終了年度	当面係属	業務分類	6. ソフト事業	係名等		行政行革係	施	策 名 2. 情:	報公開の推	進と個人情報保護	の徹底	項 1. 総務管	理費	
実施方法	○ 1. 指定	官管理者代行 〇	2. アウトソー	ーシング 〇 3.	負担金・補助金	● 4. 市直営	記入者氏名		池川 幸博	<u> </u>	分 情報公	開			目 1. 一般管:	理費	
							電話番号		0765-23-10	19 基本	事業名 情報公	開制度の推	進				
◆事業概要(と	どのような事業だ	ý,)											実	績		計画	
市政に関する市	市民の知る権利を	を尊重し、情報公	開の総合的な排	進進を図るため、	行政文書の開示	事務全般に係るルールを	定め、行政文書	書開示	請求に関する	事務を行う。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
①市民		「を対象にしてい	るのか。※人や	物、自然資源な	ど)				① 市民			Д	46, 036	45, 562			
②情報の開	小丽水白							<b>-</b>	象 ② 開示請標	求件数		件	15	9	20	20	2
<平成21年	・度の主な活動内	1容>							3								
実施機関が	「保有する行政文			時点で文書の存	否を確認し、開示	の可否の判断を行った	うえで、開示	_	活動。	求に対する決定の	件数	件	15	8	20	20	2
<mark>段</mark> *平成22年 変更なし	度の変更点							, r	指標 ③								
		対象をどのよう( )公開を求めるこ								たことはないがの割合(市民ア		って %	13. 50	16. 90	20.00	25. 00	30.0
意図								<b>→</b>	果 ② 請求に 標	対して適切な対	芯ができている	割合 %	100.00	100. 00	100.00	100. 00	100.0
									③ 不服申	立件数		件	0	0	0	0	
市民の知る		し、市民が市政の3 : の協働のまちづ			いて知る機会が十	分に確保されるととも(	こ、情報共有		↑成果指標が現	段階で取得でき	ていない場合、	その取得力	7法を記入				
		ナ(何年〈頃〉から		っかけで始まった	ニカゝ)					財 (1)国・県支	出金	(千円)	0	0			
		条例を制定した。 青報の公開に関す		1年5月)が制定:	され、保有する情	報の公開に関し必要なが	施策を策定し、	実施す	するよう努めな	源(2)地方債内(2)その他(4	In Figure 1 and Wit stoll &	(千円)	0	0	ū	0	
ければならなし	いと規定された。									お (3)その他(4	吏用料・手数料等 :		0	0	ū	0	
これらを支げ、	1]以情報の辺り	別注を確保し、消		りな推進を囚るだ	207、十成10年3月	に魚津市情報公開条例で	*主命以正した	0		(4)一般財源	額((1)~(4)の合計	(千円)	5	0		0	
▲開始時期以為	※の車 終車 業 を 目	<b>売り巻く環境の恋</b>	ルレ  会後予株	目され ス環 倍 恋 ル	/ (注改正 相制)	爰和、社会情勢の変化な	ア)				場わる正規職員		1	2		2	
						の求める情報の多様化が				②事務事業の年		(時間)	100	60			
今後、情報公開	開請求の件数は均	曽加するものと推	測できる。								×人件費単価/千円		421	252		0	
近年、宮利日日	りの情報公開請え	水か恒吊的にあり	、これは制度別	利始当初には想定	<b>Eしていなかった</b> 。	_とじめる。					6総費用 (A+B)		426	252		0	
										(参考) 人件		(円@時間		4, 205		4, 205	4, 20
◆市民や議会な	などからの要望・	・意見(担当者の	私見ではなく、	実際に寄せられ	<b>ルた意見・質問な</b>	どを記入)				◆県内他市の			ている内容又は把抗				·
なし										● 把握し	ている	県内全ての	の自治体で、情報な	公開条例は制定済	<b>Fみである</b> 。		
										○ 把握し	ていない						

部・課・係名等 コード1 01030100

政策体系上の位置付け コード2

522011

予算科目

コード3

## 【目的妥当性の評価】

【
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)  ▲ 直結度士 行政と市民の情報共有は、協働のまちづくりに結びつく。
10000000000000000000000000000000000000
U LL MARCH III III III III III III III III III I
○ 直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
● 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なめ、市による実施が妥当
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根津市情報公開条例(平成16年魚津市条例第7号) ※行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第26条で、地方自治体に対して施策の策定及 実施についての努力義務が規定されている。
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と「意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
なし 説明
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
制度の内容を知らない市民の割合は依然として高く、成果向上の余地は多い。
あり 説明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
個人情報保護制度運営事務については、情報公開制度運営事務との関連性が高く、制度の周知や運用面において、ま あり 説 明
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
事業費はほとんどかけていない。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
必要最低限の時間・人員で事務を行っている。
なし 説明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から) 
り・負担あり。説
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 県内他市と同程度の負担を求めていく。
● 平均 説明
○低い

## 【必要性の評価】

υ.	在去り一 ハ (この事効事業にこれ) らいのー ハルめるかり
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	● 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	1 = 1 m 1 - 12 1 - 1 = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
	○ 上記のいずれにも該当しない
1.	事務事業実施の緊急性
1.	3
1.	事務事業実施の緊急性
1.	事務事業実施の緊急性 ○ 緊急性が非常に高い
1.	<ul><li>事務事業実施の緊急性</li><li>○ 緊急性が非常に高い</li><li>○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす</li></ul>
1.	事務事業実施の緊急性  ○ 緊急性が非常に高い  ○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす  ○ 市民などのニーズが急速に高まっている

## ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 評価は里の総括

(1) 計価指来の総括									
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり							
② 有効性	<ul><li>適切</li></ul>	● 成果向上の余地あり							
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり							
<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり							
(2) 今後の事務事業の	2) 今後の事務事業の方向性								

今後の事務事業の	方向性		
○ 現状のまま	(又は計画どお	3り)継続実施	4
○ 終了	○ 廃止	〇 休止	
● 他の事務事業	<b>ěと統合又は連</b>	連携 一	

○ 目的見直し

● 事務事業のやり方改善

★改善	革·改善案(	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		制度の内容の周知に努める。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)		維持
定時		営利目的の情報公開請求について、現段階では著しく事務に支障がある状況ではないが、今後の動向次第では、請求を制限する必要性がある。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)	ル、 フ 以 V プリング プラ C 16、 8月 小 C 19 19以 7 で 20 至 I I A 1 (2) で ) 。	向上

★課長総括評価(一次評価)	
請求があった場合には、開示の可否の判断を行ったうえで、速やかな開示事務手続き実施に努める。	二次評価の要否
	不要